

「入札説明書」に関する事項

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
1	1					はじめに	当該契約に関する文書には、要求水準書(素案)に関する質問・意見等への回答(平成21年9月10日)は、含まれないと理解してよろしいですか。	お見込みのとおりです。
2	2	1	(1)	5)	①	PFI事業者の業務	「その他関連業務(工事用地内の全ての範囲)」とありますが、関連業務を具体的にご提示下さい。	要求水準書第Ⅱ編10に示す関連業務及びその他本施設の運営・維持管理に必要となる業務です。
3	2	1	(1)	5)	①	PFI事業者の業務	生活環境調査は既に縦覧を含めて終了しており、今回実施設計による内容の見直しのみが業務範囲と考えてよろしいでしょうか。	法定縦覧の対象施設ではありませんが、後段はお見込みのとおりです。なお、設置許可に添付するためこれらの協議も含まれます。
4	2	1	(1)	5)	①	PFI事業者の業務	運営・維持管理業務期間における公共料金の契約者は、市でしょうか、PFI事業者でしょうか。	電気のように本市が既に公共料金の契約しているものから分岐する場合は市となります。なお、各使用量がわかるように計画してください。
5	2	1	(1)	5)	①	PFI事業者の業務	各種申請等に係る「一廃処理施設の設置届出の支援」に係る具体的作業内容についてご教示願います。	一廃処理施設設置許可申請書等をもとにした資料の提供等、届出に伴い必要となる資料作成等を示します。
6	2	1	(1)	5)	①	PFI事業者の業務	一廃処理施設設置許可申請・設置届出の支援について申請書作成は事業者、届提出は市と考えて宜しいでしょうか。	一廃処理施設設置許可申請及び申請書の作成は事業者、届出の提出は市が行いますが、届出に伴う資料の作成は事業者の支援を前提とします。
7	2	1	(1)	5)	②	市の業務	出来高検査の頻度等、設定がありましたら、ご提示ください。	出来高検査について、全て当該年度に確認できる場合には年1回を予定しています。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
8	2	1	(1)	5)	②	市の業務	<p>入札説明会で「2010年3月に近隣住民(11町内会)から全て同意を得た」と説明がありました。 別紙9「生活環境影響調査書(概要版)」にあるような施設整備を計画・実施し、環境保全目標『敷地境界において臭気指数12以下』を満たした施設を整備した場合でも、万が一、近隣からの臭気の苦情等が発生した場合、近隣対策、及びその費用は全て長岡市が負担することとしてよろしいでしょうか？ また、上記の計画施設を設計している場合でも、施工中に近隣から臭気の恐れに対する苦情等が発生した場合、近隣対策、及びその費用は全て長岡市が負担することとし、工期延長の調整等も協議によることとしてよろしいでしょうか？ また、大気質・騒音・振動等の規定値を遵守した計画の場合でも、上記と同様に考えてよろしいでしょうか？</p>	基準を満たした場合での追加対策に要する費用負担は市となります。なお、苦情等があった場合、本事業からの要因かどうかに対する調査については協力してください。
9	2	1	(1)	5)	②	市の業務	「各種申請の実施支援」に係る具体的作業内容についてご教示願います。	各種関係官庁との協議支援等を想定しています。
10	3	1	(1)	6)	①	市のサービス購入料	事業者負担となる、処分が必要となった場合の発酵残渣および下水処理費の単価について御教示ください。また、この場合の処分先の確保も事業者の責となるのでしょうか。	提案を超える処分が必要となった場合でも、市想定処分費単価を用います。ただし、処分単価及び処分先については提案することが可能です。なお、事業契約書(案)を参照してください。
11	3	1	(1)	6)	①	市のサービス購入料 イ)運営・維持管理業務の対価	「バイオガスの有効利用量に応じて、PFI事業者へのサービス購入料が変動」とありますが、契約書別紙4の【サービス購入料】の欄外には「上記表に記載する金額に、ガスの有効利用に対するインセンティブ・ペナルティは含まれていない」となっています。ガスの有効利用に応じて変動するのは「インセンティブ・ペナルティ」との理解でよろしいでしょうか。	当初設定したガスの発生量に応じたインセンティブ・ペナルティによって、サービス購入料が変動します。
12	3	1	(1)	6)	①	市のサービス購入料 イ)運営・維持管理業務の対価	発酵残渣の処分先までの運搬距離を御教示願います。	市が想定する処分先までは約20km程度となります。なお、処分先について提案してください。
13	3	1	(1)	6)	①	市のサービス購入料	排水等の有効利用先として、隣接する寿クリーンセンターへの送水は認められないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
14	3	1	(1)	6)	①	市のサービス購入料	発酵残渣及び排水等は、市が事業者に販売し、事業者が有効利用することですが、事業者と有効利用先との契約が逆有償となる場合、有効利用先に一般廃棄物処理業許可あるいは産業廃棄物処理業許可は必要でしょうか？それとも貴市より事業者が発酵残渣等を購入した段階で有価物の扱いとなり、有効利用先には前記処理業許可が不要との理解でよろしいでしょうか？	逆有償の場合は有効利用とみなしません。 この逆有償で処分できる場合、事業者の提案により本市が処分先と一般廃棄物処理の契約を結ぶことがあります。なお、有価物として契約上売却しても、有効利用できない場合は廃棄物となりますので、本契約の違反になります。
15	3	1	6)	①	ア)	設計・建設業務の対価	設計・建設業務対価の支払請求をするために(及び出来高検査や引渡のために)、請求対象額に相当する額を設計業務を行う者または建設業務を行う者に対して支払い支払済みである必要ないと理解して宜しいでしょうか。また、設計・建設業務の対価は、引渡後の請求書発行に対する30日以内の支払で全て支払済となると理解してよろしいでしょうか。	前段:出来高の完了後、出来高検査により本市は支払いします。この検査内容に当該契約の支払い条件は関知するものではありません。 後段:適法な請求書受領後、30日以内に支払いします。契約書「別紙4.」の7に記載のとおりとします。
16	3	1	(1)	6)	①	運営・維持管理業務の対価	「バイオガス販売の場合、ガス会社へのバイオガス販売は市が行なうものとし」とありますが、事業者が発生ガスを市から購入し、ガス会社以外へ販売するという提案は認められるのでしょうか。	認められません。
17	3	1	(1)	6)	①イ)	運営・維持管理業務の対価	「平均3t/日(最大6t/日程度)」とありますが、一日に受け入れる紙おむつの最大量は6tであり、それ以上の受入は性状が提案時想定と異なるということで、事業者に生じる損害、増加費用は市が負担するとの理解で宜しいでしょうか。	事業者に損害が生じ、事業者が受け入れごみの性状が計画値と大幅に異なることを証明できた場合には、市の負担として考えます。
18	3	1	(1)	6)	①イ)	運営・維持管理業務の対価	「生ごみへの混入も相当量想定される」とありますが、現状の市ごみ収集において、紙おむつは燃やすごみとして収集されている現状を踏まえ、生ごみへの混入が極力されないよう、十分かつ周到な啓蒙活動を市によって実施していただけるとの理解で宜しいでしょうか。	週3回収集のうち、可燃ごみは週1回となります。啓発活動でおむつについては可燃ごみ対象としていますが、家庭等において長期間保存できないため、週2回の生ごみの収集時に混入することも可能と広報することを想定しています。
19	3	1	(1)	6)	①イ)	運営・維持管理業務の対価	「発酵残渣等の処分費は市の負担」とありますが、市外、県外の民間業者に処分を依頼した場合も、当該処分費は市が負担するとの理解で宜しいでしょうか。	事業者の提案により現況の処理よりも安価で、当該設置市町村との事前協議ができた場合に、本市が処分先と一般廃棄物処理の契約を結ぶことがあります。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
20	3	1	6)	①	イ)	運営・維持管理業務の対価	発酵残渣の有効利用についてですが、有効利用には有価の場合と、非有価の場合があるかと思えます。本文では、有価物の場合の記載しかありませんが、本事業では非有価の場合も有効利用として認められるのでしょうか。	逆有償の場合は有効利用とみなしません。この逆有償で処分できる場合、事業者の提案により本市が処分先と一般廃棄物処理の契約を結ぶことがあります。なお、有価物として契約上売却しても、有効利用できない場合は廃棄物となります。
21	3	1	6)	①	イ)	運営・維持管理業務の対価	非有価での有効利用が認められた場合、SPCが提案した有効利用先に市が委託するのでしょうか。それとも、SPCが市から残渣を買取った後、SPCから有効利用先に委託するのでしょうか。	逆有償の場合は有効利用とみなしません。この逆有償で処分できる場合、事業者の提案により本市が処分先と一般廃棄物処理の契約を結ぶことがあります。なお、有価物として契約上売却しても、有効利用できない場合は廃棄物となります。
22	4	1	(1)	6)	②	有効利用による収入	有効利用提案を実現するために、受入業者との調整への参画等、貴市にご助力頂くことは可能でしょうか。	事業者にて行ってください。なお、本市は実際の有効利用にあたり必要となる対応は行います。
23	4	1	(1)	8)	③	事業スケジュール	生ごみの分別収集開始は、平成25年4月を予定しているとありますが、分別収集開始が遅れた場合の危険負担は貴市に帰すると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	4	1	(1)	8)		事業スケジュール	試運転期間中(平成25年4月～6月)の発酵残渣等の処分費は貴市負担と理解して宜しいでしょうか。	発酵不適物・発酵残渣の処理については、運搬は事業者の費用負担で行い、市が処分費用を負担します。それ以外の費用は事業者の負担とします。
25	5	1	(1)	9)		長岡市が取得すべき都市計画の許可	「長岡市が取得すべき都市計画の許可については、長岡市の責任において取得する」とありますが、想定されている都市計画等の許可可及びその取得スケジュールをご提示ください。また、その費用についても、市の負担との理解で宜しいでしょうか。	都市計画の決定及び変更の手続きを終えています。市のホームページをご覧ください。施設全体としての開発行為の申請は必要ありませんが、道路・水道等本用地に関する個別の内容について事業者が担当課と協議・申請することとなります。
26	5	1	(1)	9)		本事業の実施に必要と想定される根拠法令等	貴市条例に基づき、垂直積雪量は250cm、凍結深度は適用されないという解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	5	1	(1)	9)	—	本事業の実施に必要とされる根拠法令等	本計画施設は、工場立地法上の特定施設に該当する施設となるのでしょうか？ また、該当する場合、日本標準産業分類におけるどの産業分類に該当することとなるのでしょうか？	事業者の提案内容により、該当する場合があります。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
28	5	1	(1)	9)	—	本事業の実施に必要とされる根拠法令等	既存の施設に関して、工場立地法の届出の有無をお教えてください。 また、届出している場合の「日本標準産業分類における産業分類」「敷地面積」「生産施設面積」「緑地面積」「環境施設面積」等をお教えてください。 あわせてその産業分類における、「敷地面積に対する生産施設面積の割合」「敷地面積に対する緑地面積の割合」「敷地面積に対する環境施設面積の割合」の規定値をお教えてください。	既存の施設に関して、工場立地法の届出はありません。
29	5	1	9)	※		本事業の実施に必要と想定される根拠法令等	開発申請、建築基準法51条申請は貴市ご担当と考えて宜しいでしょうか。	建築基準法51条に係る都市計画決定は終了していません。施設全体としての開発行為の申請は必要ありませんが、道路・水道等本用地に関する個別の内容について事業者が担当課と協議・申請することとなります。
30	6	2	(2)			募集・選定スケジュール	「仮契約締結日」とは基本協定の締結日と理解してよろしいですか。	仮契約締結日とは、事業契約の仮契約を締結した日をいいます。
31	6	2	(2)			募集・選定スケジュール	『平成22年11月上旬 落札者決定』『平成23年1月 仮契約締結』とありますが、11月から1月の短期間では、SPCの設立及び契約の締結のための期間としては不十分かと思われまます。貴市、SPC双方が納得出来る交渉を行う為にも、交渉期間の延長をお願い致します。	入札説明書のとおりとします。
32	8	2	(7)	6)		参加資格がないと認めた理由説明の申し立て	参加資格がないと判断された場合に、構成員を変更することは可能でしょうか。	改めて参加資格申請を行うことはできません。
33	9	2	(9)			質問書に対する回答等(第2回)	第2回の質問に於いて、提案の具体的内容に関係するような質問については、質問及び回答を非公開とすることは可能ですか。	可能です。非公開を要望する質問については、それがわかるよう提出ください。
34	10	2	(11)			予定価格	「提出された提案書について…(中略)…予定価格の範囲内で加点審査における「総合評価点」の得点の高いものから順に契約交渉を行うことがある」とあり、また、P19の8-(3)で、予定価格＝概算価格(53億円)ではないとあります。提示頂いている「概算価格」は、PSC(Public Sector Comparator)と考えて宜しいでしょうか。より良い提案内容を検討するために必要ですので、予定価格をご明示ください。	予定価格は公表しません。概算価格はPFILCCを考慮した値を基にしたものです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
35	10	2	(1)	2)	⑥	参加者の制限	選定委員会の委員が属する組織、企業またはその組織、企業と資本面若しくは人事面において関係がある者とありますが、コンソーシアムの組成に支障がありますので、選定委員会の委員及び委員が属する組織、企業等について、具体的に明示いただけませんか。また、「P15の4(1)1)選定委員会の設置」に審査委員名簿は審査講評の講評時に示す予定であることと記載がありますが、コンソーシアム組成の時期と齟齬がありますので、ご検討下さい。	コンソーシアム組成時に、コンソーシアムの一員が選定委員会の委員又は委員が属する企業であると判明した場合には、コンソーシアムから外してください。
36	10	3	(1)	1)	① ③	参加者	「参加者」の定義の明確化を御願います。①では「参加者は・・・等から構成される単独企業または企業グループ」となっていますが、③では「・・・参加者は・・・SPCを・・・設立」とされ、参加者＝SPCへの出資者＝構成員とも読めます。	③では、参加者によってSPCを設立するものとしていますが、全ての参加者が出資することを求めているわけではありません。
37	10	3	(1)	1)	③	本店所在地	設立するSPCの本店所在地を当該生ごみバイオガス施設とすることは可能でしょうか？	SPCの本店所在地は長岡市内としますが、本施設内とすることはできません。
38	10	3	(1)	1)	④	参加者の構成等	代表企業のSPCへの出資割合は、構成員中、最大としなければならないとありますが、最低割合等の数値は設定されているのでしょうか。	ございません。
39	10	3	(1)	1)	⑤	参加者の構成等	事業期間中に協力企業の変更は可能でしょうか。	原則として変更はできません。ただし、市がやむをえないと判断した場合に限り認めることがあります。
40	10	3	(1)	1)	⑤	参加者の構成等	構成員の携わる業務について変更は可能でしょうか。	原則として業務内容の変更はできません。
41	10	3	(1)	1)	⑤	参加者の構成等	協力企業とはSPCから直接発注するを受ける企業のみを指すのか、構成員企業が一部下請で発注する場合も含むのかをご教示ください。	協力企業が行う業務の発注方法については、提案によります。
42	10	3	(1)	1)	⑥	参加者の構成等	協力企業は他の参加者と重複参加が可能でしょうか。	可能です。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
43	10	3	(1)	1)		参加者の構成等	構成員の変更は認めないとなっていますが、協力企業は、参加申請時と提案時で変更および追加は可能でしょうか。	協力企業については原則として参加表明時に明示してください。ただし、困難な場合には提案時に追加することが可能です。また、提案時及び提案後に変更する場合には、市の承諾が必要です。
44	10	3	(1)	1)	⑤	協力企業	⑥に「構成員は、SPCから業務を直接受託又は請け負わなければならない、～」とあることから、「協力企業」とは、「SPCから直接受託又は請け負うことに関わらず、SPCに出資をしない者」との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	10	3	(1)	1)	⑥	協力企業	「協力企業」とは、SPCから業務を直接受託又は請け負う企業をいうものであり、代表企業や構成員及び協力企業の下請け企業は含まないとの理解でよろしいでしょうか？	協力企業が行う業務の発注方法については、提案によります。
46	10	3	(1)	1)	⑦	協力企業の重複参加	本条項において、「構成員」の重複参加は禁じられていますが、「協力企業」は、他の参加者の協力企業として参加することは可能とするものでしょうか？	可能です。
47	11	3	(1)	1)	⑧	参加者の変更	協力企業の変更は、市の承諾があれば可能であるとの理解で宜しいでしょうか。	事業期間中の協力企業の変更は原則として変更はできません。ただし、市がやむをえないと判断した場合に限り認めることがあります。
48	11	3	(1)	1)	⑧	参加者の変更	「構成員の変更は原則として認めない」とありますが、構成員の追加は認められるのでしょうか。また協力企業については如何でしょうか。	追加も「変更」に該当するものとして扱います。協力企業も同様です。
49	11	3	(1)	2)	⑤	参加者の制限	当該アドバイザー業務において提携関係にある者とありますが、コンソーシアムの組成に支障がありますので、当該提携関係にある者について、具体的に社名をご教示いただけませんかでしょうか。	コンソーシアム組成時に、アドバイザー業務において提携関係にある者であると判明した場合には、コンソーシアムから外してください。
50	11	3	(1)	2)	⑦	参加者の制限	「経営状況が健全でない者」とは具体的にどのような状況を指すか、明示願います。	債務超過が複数年度にわたっている等を勧告します。
51	11	3	(1)	2)		参加者の制限	参加資格の取り消しが資格審査書類提出後どの段階まで影響を及ぼすのかご教示願います。	基本協定締結までに参加資格を失うことがあれば失格とします。以降は基本協定の定めによります。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
52	11	3	(1)	2)	⑦	参加者の制限	「経営状況が健全でない」ことの判断基準をご教示願います。	債務超過が複数年度にわたっている等を勧案します。
53	11	3	(1)	2)	⑦	参加者の制限	経営状況が健全でない者とありますが、コンソーシアムの組成に支障がありますので、健全でない者について、具体的に指標や判断基準等についてご教示いただけますでしょうか。	債務超過が複数年度にわたっている等を勧案します。
54	11	3	(1)	3)		参加者の資格要件	参加者の構成員のうち、設計、建設、及び運営・維持管理の各業務を行う者は、それぞれ次の要件を満たす必要があるとありますが、参加者の協力企業には、資格要件がないとの理解でよろしいでしょうか。	協力企業については、参加者の制限はありますが、参加資格要件はありません。
55	11	3	(1)	3)		参加者の資格要件	「参加者の構成員のうち、設計、建設、及び運営・維持管理の各業務を行う者は、それぞれ次の要件を満たす必要がある」とありますが、これは、「設計、建設、及び運営・維持管理の各業務を行う者は、構成員でなければならない」と理解してよろしいでしょうか。	設計、建設、及び運営・維持管理の各業務を行う者のうち、各業務につき1社は構成員でなければなりません。
56	12	3	(1)	3)	①	参加者の資格要件	一級建築士事務所登録を照明する書類について、東京都知事に許可された「建築士事務所の登録について(通知)」という書面で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
57	12	3	(1)	3)	①	参加者の資格要件	市の入札参加資格者名簿において建設コンサルタントの業者登録がなされていることとありますが、参加希望業種の制約はないものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
58	12	3	(1)	3)	②	工)監理技術者の専任配置	工事期間のうち、土建工事期間中とプラント工事期間中で、監理技術者を変更することは可能でしょうか。	市が承諾した場合、可能とします。
59	12	3	(1)	3)	②	参加者の構成等	監理技術者資格者証を有する者と現場代理人を分離することは可能でしょうか。	市が承諾した場合、可能とします。
60	12	3	(1)	3)	②	参加者の構成等	監理技術者資格者証を有する者に複数の候補を挙げることは可能でしょうか。	可能です。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
61	12	3	(1)	3)	③	運営・維持管理実績	下水処理場の消化槽の運転管理業務は、バイオガスを回収する施設の運営・維持管理の実績として認めていただけますか。	認めます。
62	12	3	(1)	3)	③	参加者の資格要件	維持管理業務とは施設の運転管理と保全と捉えておりますが、運営業務の内容につきましては貴市ではどのように捉えられておりますでしょうか？	DBO、PFI、包括委託を始めとした運営維持管理業務を受託しているものを指します。
63	12	3	(1)	3)	③	参加者の資格要件	下水汚泥消化槽から発生したガスを高品位ガス精製する設備、精製ガスを貯蔵するガスホルダー設備、精製ガスを天然ガス自動車に充填する設備の運営・維持管理業務実績を有する場合、資格要件を満たすでしょうか。	ガス精製の部分のみの業務では資格要件となりません。
64	12	3	(1)	4)		参加資格要件の喪失	「仮契約締結日」とは基本協定の締結日と理解してよろしいですか。	仮契約締結日とは、事業契約の仮契約を締結した日をいいます。
65	12	3	(1)	5)		参加者の変更	資格審査関係書類の提出後に、協力企業を追加して提案することは可能でしょうか。資格審査から提案書提出までの間も、地元企業を含む幅広い企業との連携を継続検討することを考えています。	原則として参加表明時に明示してください。ただし、困難な場合には提案時に追加することが可能です。また、提案時に変更する場合には、市の承諾が必要です。
66	14	3	(2)	3)	③	設計書等	各計算書は、要求水準書2.2.1.3で規定される生ごみの三成分の平均値から作成した物のみの提出でよろしいでしょうか。	事業者の提案により考えられる生ごみの想定幅で計算してください。
67	14	3	(2)	3)	③	設計書の提出	ごみ質毎に提出とされていますが、ごみ質毎とは何を示しているのかご教示願います。	事業者の提案の提案施設によるごみ質(三成分)の変動可能幅を提示してください。
68	15	3	(3)			著作権	「本事業の公表等に関し必要・・・無償で使用できる」とありますが、著作権は参加者に帰属することから、ノウハウ等に関する事項については公表に際して事業者の同意を必要とするものと考えてよろしいでしょうか。	情報の管理については、法令に従った扱いがなされます。公開すれば事業者の競争上の地位を害する情報については、公開にあたり事業者の意見を聞きます。
69	15	3	(2)	4)		提案書の綴じ方	「～、A4縦長左ホッチキス綴じにより、～」とありますが、提案書の枚数によっては、ホチキス止めが難しい場合もありますので、提出方法は、A4ファイルへの綴じ込みとして頂けないでしょうか。	指定の方法が困難である場合には、それに代わる方法でもかまいません。
70	15	3	(2)	4)		その他参考資料	「施設計画図書についてはA3版で作成」とありますが、縮尺、枚数等の指定がありますか。	事業者の提案に委ねます。ただし、見易さに留意してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
71	15	3	(2)	4)		文字サイズ	特に指定のない限り、文字サイズを10.5ポイント程度にて作成すること。とありますが、図面の室名や、提案書の表や図の文字については、10.5ポイント以下でも構わないとの理解で宜しいでしょうか。	部分的にポイントを変更することはかまいません。全体として見易さを心がけてください。
72	15	3	(2)	4)		施設計画図書	施設計画図書については、A3版で作成し、前記の順に横長左ホッチキスで綴じとありますが、前記の順とは14ページの3)の記載順との理解でよろしいでしょうか。また、設計図面以外の提案書のように、各ページの下に通し番号を振る必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	前段：お見込みのとおりです。 後段：図面については通し番号を入れてください。
73	15	3	(2)	4)		その他参考資料	「ホッチキス綴じにより、正1部副20部」とありますが、ハイプファイル等の製本とさせていただきますか御願致します。	指定の方法が困難である場合には、それに代わる方法でもかまいません。
74	15	3	(2)	4)		その他参考資料	提案書には、様式集に定められた様式・枚数の他に捕捉の説明の文書(カタログ含)等を添付してもよろしいですか。	添付資料がある場合、提案書の最終ページ以降に参考資料として追加することはかまいません。
75	15	3	(2)	4)		その他参考資料	提案記入枠の文字サイズについて、10.5ポイント程度との御指定ですが、図表等に用いる文字サイズについては、この限りではないとの理解でよろしいでしょうか？	部分的にポイントを変更することはかまいません。全体として見易さを心がけてください。
76	16	4	(2)	2)		特別目的会社の設立	資本金が1,000万円以上で、代表企業の出資比率が最大であれば、各構成員の出資比率・最低出資金額等、他に資本金に関する条件はないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
77	16	4	(2)	2)		特別目的会社の設立	事業期間中のSPCの株主構成・出資比率の変更は可能でしょうか。	構成員の変更等が市に認められた場合に限り、可能です。
78	16	4	(2)	2)		特別目的会社の設立	設立するSPCの最低自己資本比率等について、何らかの制限はありますか？	ございません。
79	16	4	(2)	3)		事業契約の締結及び概要	循環型社会形成推進交付金の内示はいつなされるのか、見通しをご提示下さい。工程の提案などに深く影響いたします。	H21.3.31付でH21～H25年度に対する総基本額の内示を受けています。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
80	16	4	(2)	3)		事業契約の締結及び概要	「事業契約締結に係る費用」とは具体的に、どのような費用を想定されているのか御教示願います。	事務作業に係る費用、人件費、印紙等を想定しています。
81	16	4	(2)	3)		事業契約の提携及び概要	SPC設立後に、議会議決が得られない等で事業を取りやめた場合、設立等に要した費用については、市が負担すると理解してよろしいですか。	基本協定書第8条の定めによります。
82	16	4	(2)	3)	—	事業契約の締結及び概要	「事業契約締結に係る費用は事業者負担とする。」とありますが、「事業契約締結に係る事業者側に発生する費用は事業者負担とする。」という認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
83	16	4	(2)	3)	—	事業契約の締結及び概要	「議会議決が得られない場合及び循環型社会形成推進交付金が交付されない場合には、事業を取りやめることがある。」とありますが、貴市の帰責により取りやめとなる場合には事業契約締結に係る費用は貴市にご負担頂けるとの認識で宜しいでしょうか。	基本協定書第8条の定めによります。
84	16	5	(1)			ガスの有効利用に対するインセンティブ及びペナルティ	「一定量以上のバイオガスが発生した場合について事業者還元される」とありますが、事業契約書別紙4にある「精製ガスに対するインセンティブ」及び「逆潮電力量インセンティブ」のことを指しているのでしょうか。	お見込みのとおりです。
85	17	5	(2)			発酵残渣の有効利用	提案可能である民間焼却は有効利用と定義されないと考えますがいかがでしょうか。	助燃剤等の利用については、有価としての利用の場合は有効利用とみなします。
86	17	5	(2)			発酵残渣の有効利用	発酵残渣を焼却処分する民間施設を提案できると記載がありますが、提案した場合に提案者が担う権利と義務、インセンティブとペナルティについてご教示ください。また落札者決定基準の内容点評価項目のうち、どの評価項目にて、どのように評価するかをご教示下さい。	発酵残渣を焼却処分する民間施設を提案した場合であっても、市が他の民間焼却施設に委託した場合と同等以上の効果を生じさせるよう事業期間にわたり事業者が処分に係る責任を負ってください。条件の詳細は事業契約締結時の協議によりますが、減額システム等の導入は想定していません。落札者決定基準においては、表5中のⅢ－Ⅳ資源化業務で、事業期間にわたる処分先及び処分量等の担保があれば評価します。
87	17	5	(2)			発酵残渣の有効利用	有効利用されない発酵残渣とは、発生した発酵残渣から提案した有効利用量を差し引いた量が上限と考えてよろしいでしょうか？	有効利用されない発酵残渣とは、当該年度に発生した発酵残渣から提案量(年間値)を引いたものです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
88	17	5	(2)			発酵残渣の有効利用	有効利用されない発酵残渣等の処分について、貴市ではどの程度の処分量を想定されていますでしょうか？	有効利用する提案がない場合には、発生全量が処分量となります。
89	17	5	(2)			発酵残渣の有効利用	市が負担する発酵残渣「等」の処分には、沈砂や清掃残渣を含みますでしょうか？	発酵残渣として処分はしませんが、一般廃棄物として処分します。
90	17	5	(2)			発酵残渣の有効利用	「発酵不適物は寿焼却場へSPCが搬出する」とありますが、SPCから搬送業務を委託されたものが実施すると理解してよろしいですか。	発酵不適物の搬出はSPCが実施してください。
91	17	5	(2)			発酵残渣の有効利用	発酵残渣を有効利用するための残渣輸送費が有効利用先買取費を上回る場合、有効利用していることになりませんか。	有効利用とみなしません。有効利用先がSPCより買い取って本施設に引き取りに来ている場合には有効利用となります。
92	17	5	(3)			排水の有効利用	有効利用されない排水について、既設配管(150A)での放流分については下水処理費は発生しないという認識でよろしいでしょうか？	発生します。下水処理費はサービス購入料に含まれますので、事業者にて負担してください。
93	17	6	(2)			市による事業の実施状況、サービス水準の監視(モニタリング)	建設期間および建設完了後の事業期間に、モニタリング業務を外部委託する予定がありますでしょうか。	外部委託を行う場合があります。
94	18	6	(2)	5)		損害賠償	損害賠償となる事象の範囲並びに賠償額に制限はあるのかご教示願います。	契約書(案)に示すとおりです。
95	19	7	(2)			施設構成の概要	「ガス利用はガス販売若しくはガス発電」とありますが、両方を組み合わせた提案はできるのでしょうか。	要求水準書の両方式の規定を全て満たしている場合には可能です。
96	19	8	(2)			契約保証金	契約保証金は、設計・建設に係るサービス購入料Aの100分の10以上に相当する金額を履行保証保険にて対応し、サービス購入料B、C-1、C-2の年間相当額の100分の10以上に相当する金額を契約保証金を納付するという対応をすることも可能であるとの理解で宜しいでしょうか。(SPCが運営・維持管理費相当額の10%以上の金額の履行補償保険を付保することができないため、この対応が認められない場合、入札へ参加することができなくなると思料いたします。)	可能です。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
97	19	8	(2)			契約保証金	「サービス購入料B、C-1、C-2の年間相当額」には物価変動、インセンティブ、ペナルティは含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
98	19	8	(3)			予定価格	市の想定した夫々のサービス購入料の適正金額を示すものとありますがVFMを考慮した価格でしょうか。	VFMも考慮した金額です。
99	19	8	(3)			予定価格	①概算価格は、PSCとの理解でよろしいでしょうか。②予定価格は、概算価格より低いとの理解で宜しいでしょうか。③参加表明書提出後に、数社のグループの参加が見込まれた場合は、予定価格は公表されるとの理解で宜しいでしょうか。もし公表されない場合は、その理由をご教示下さい。(他の案件をみても、通常予定価格は公表されております。事業者は、多大な時間、労力、経費をかけて入札に参加しており、予定価格を把握できず、価格で失格となることは、提案内容を全く評価されずに終わってしまうことから、予定価格の公表を切に願います。)	①概算価格はPFILCCを基にした数値です。 ②予定価格については回答できません。 ③市の規定により予定価格については公表しません。
100	19	8	(3)			提案の予定価格	概算金額(約53億円)は、予定金額より低額であると考えてよろしいでしょうか。	予定価格については回答できません。
101	19	8	(3)			提案の予定価格	失格判定基準は「設計・建設の対価」と「運営・維持管理に係る固定費及び変動費」の予定価格の合計値であり、各々の予定価格には適用されないという解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、「設計・建設の対価」と「運営・維持管理に係る固定費及び変動費」のバランスは評価の対象となることに留意ください。
102	19	8	(3)			提案の予定価格	概算価格の設計・建設及び運営・維持管理のそれぞれの対価の明細を示して頂けますか。	ご期待に添えません。
103	19	8	(3)			提案の予定価格	応募には相当の経費を必要とすることもあり、予定価格の公表をお願いいたします。非公表の場合、その理由の明示を願います。	市の規定により予定価格は公表しません。なお、「設計・建設の対価」と「運営・維持管理に係る固定費及び変動費」のバランスは評価の対象となることに留意ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
104	19	8	(3)		—	提案の予定価格	予定価格は概算価格より高く設定されておられるのでしょうか。低く設定されておられるのでしょうか。ご教示頂きますでしょうか。	ご期待に添えません。なお、「設計・建設の対価」と「運営・維持管理に係る固定費及び変動費」のバランスは評価の対象となることに留意ください。
105	19	8	(3)			提案の予定価格	概算価格として、設計・建設の対価と運営・維持管理に係る固定費及び変動費が個別に示されていますが、入札においては、これらの内訳には関係なく、これらの合計額が予定価格を下回っていれば、良いものと考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。なお、「設計・建設の対価」と「運営・維持管理に係る固定費及び変動費」のバランスは評価の対象となることに留意ください。
106	19	8	(3)			提案の予定価格	概算価格は予定価格と異なるものであるとのことですが、「どちらかの概算価格を超えていても予定価格を下回っていれば失格とはならない。」との記述より、予定価格は概算価格の合計値を超えて設定されるものでしょうか？	予定価格については回答できません。なお、「設計・建設の対価」と「運営・維持管理に係る固定費及び変動費」のバランスは評価の対象となることに留意ください。
107	20	8	(5)			市が付保を想定している保険	貴市において、本施設に対して全国市有物件災害共済に加入予定との記載がありますが、当該保険に加えて、事業契約書(案)P39に記載されている普通火災保険を事業者が付加する理由を御教示ください。	事業者帰責による火災に対する手当てのため、当該規定をしています。
108	20	8	(5)			市が付加を想定している保険	設備や機器は市の財産ですが、地震保険等を貴市の負担で付加していただくことは可能ですか。	入札説明書に記載している保険以外に付保する予定はありません。